

平成29年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成29年11月29日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫
会計管理者		金崎正人

財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫
市 民 課 長	春 日 葉 子
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
障 が い 福 祉 課 長	廣 森 孝 江
子 育 て 支 援 課 長	高 梨 富 美 子
健 康 増 進 課 長	石 井 健 一
市 民 協 働 推 進 課 長	古 内 博

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 の り 子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 会 事 務 局 長	内 海 洋 和
-------------------	---------

.....
1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	川	崎	義	之
副		主	幹	小	川	正	一
副		主	幹	中	嶋	敏	江
主			査	須	賀	澤	勲
主		査	補	嘉	瀬	順	子
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成29年11月29日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
議案第10号から議案第15号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程
議案第1号から議案第9号
提案理由の説明
- 日程第5 休会の件

○議長（木村利晴君）

本日、平成29年12月第4回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は議案9件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられるよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたします。開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成29年12月第4回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、決算審査特別委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、11月20日までに受理した陳情4件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、和田市民部長より、本日から12月8日までの欠席の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、服部雅恵議員、鈴木広美議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○林 修三君

それでは、皆さん、おはようございます。大変早いもので、平成29年の12月定例会を迎えました。この12月定例会の会期等について、去る11月21日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

12月定例会に上程される案件は議案9件であります。

次に、一般質問の通告が個人13人よりありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、

会期を本日から12月21日までの23日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村利晴君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月21日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。会期は23日間に決定しました。

日程第3、閉会中の継続審査事件であります議案第10号から議案第15号を一括議題とします。

これから決算審査特別委員会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○林 政男君

それでは、決算審査特別委員会の報告を行います。

決算審査特別委員会に付託されました平成28年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、議長及び当該年度の決算に関わった前監査委員の川上議員を除く17名で特別委員会を設置し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。本特別委員会は、さきの平成29年9月第3回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月3日、4日、5日、6日の4日間、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結び付くかを主眼として審査いたしました。その結果、議案第10号、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号、平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、平成28年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号、平成28年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定をいたしました。決算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告申し上げます。以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（木村利晴君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

閉会中の継続審査事件、議案第10号から議案第15号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時11分）

（再開 午前10時34分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第10号に対して丸山わき子議員、小菅耕二議員、山田雅士議員から、議案第11号に対し京増藤江議員、小高良則議員から、議案第12号に対し京増藤江議員、角麻子議員から、議案第13号に対し京増藤江議員、服部雅恵議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第10号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは議案第10号、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。

安倍政権は経済再生を最優先課題だとし、円安や株高、法人税減税などで大企業がもうかれれば、回り回って賃金も消費も増えるという経済政策アベノミクスを推進しています。しかし、大企業のもうけは内部留保400兆円を超える一方で、労働者の実質賃金は年間10万円も低下し、雇用もパートや派遣など、安上がりの非正規を増やすばかりです。また、社会保障の自然増を5年間で1兆4千600億円も削減、さらに、年金額の1兆7千億円の削減や年金保険料の値上げを進め、国民の負担増と給付減は6兆5千億円にも上ります。アベノミクスが作り出した貧困と格差が拡大しているもとで、消費税8パーセントの増税、年金の

削減、非正規雇用の増大、実質賃金の減少は、市民生活を一層苦しめ、経済を持ち直したという実感はありません。こうしたもとで、平成28年度は、小学校への適応教室の設置、八街中学校避難階段の改修、ロタウイルス感染症予防接種事業、子どもの貧困・虐待が増える中で家庭児童相談員の増員、ごみ減量化に向けての生ごみ減量器助成、市道整備など、評価するものですが、国保税、後期高齢者医療保険料の引き上げ、市民サービスの削減は、市民の暮らしを守るという地方自治体の本来の役割を軽視したものとわざとを言えません。

歳入でもアベノミクスの影響は否めません。個人市民税は2016年と5年間を比較して約9千万円の増にとどまり、一向に地域経済活性化につながっていないことがわかります。また、市の依存財源となっている地方消費税交付金が前年比で約1億4千万円もの減をはじめ、配当割交付金の減、株式等譲渡所得割交付金の減など、不安定な金融資本市場の影響などにより3億円もの減となっています。地方交付税の算定にあたり、安倍政権は、民間委託や指定管理者制度などの導入で削減した自治体の経費を標準の水準として、地方交付税の算定に結び付け、歳出では、総額が9億866万9千523円となった不用額について、予算現額の4.3パーセントを占めています。多額な不用額は、効果的な予算配分を行っているとはいえません。不用額となったものは、年度末を待たずに減額補正をし、市民要望にこたえた補正予算を組むべきであります。

2点目に、市長交際費についてです。前年度比で86万5千円となっており、祝儀、会費では、招待等通知のある限られた一部の団体に対しての支出となっています。交際の透明性の確保と公費支出の公平性を高める一層の努力が必要です。神奈川県逗子市や静岡県富士市のように、既に市長交際費を廃止した自治体もあり、必ずしも金品の提供等の支出を伴わなくても対応できることを証明しています。本市でも市長交際費の廃止に向けての検討を求めます。

3点目に、平成28年1月から本格的な運用が始まったマイナンバー制度についてです。平成26年から3年間に1億3千万円、市の負担総額は2千100万円となっています。平成28年度は、11事業のプログラム結合とともに、連携、更新、再編を行いました。これは、政府が国民の個人情報に対し、徴税強化や社会保障給付への削減、資産や所得まで把握するためのものであり、今後は個人の預金口座との連結や捜査機関への情報提供も幅広く認めるなど、なし崩し的に利用範囲を拡大し、国による国民管理を一層強めようとする方向が一層明らかになってきています。民間分野における利用拡大でプライバシー侵害の危険性が極めて高くなり、市民が不安を増大する中での取り組みとなっています。マイナンバーカードの発行件数も1割程度であり、多くの市民にとってマイナンバーを日常的に使う機会はほとんどなく、必要性を感じていません。国民が、政府の言う利便性を感じるどころか、情報の漏えいや国による個人情報の管理強化に、根強い不信と危険を抱いていることを示しているのではないのでしょうか。また、地方自治体にとっても、システム改修など、限りなく税金を投入するマイナンバー制度となっており、今からでも国に対し廃止を求めるべきです。

4点目に、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画についてです。この計画の実施は、2年

目を迎え、6事業1千122万9千円の予算計上がされましたが、執行率は51.3パーセントとなっています。「国の方針に沿って数値目標を定めた計画を早急に作らせ、5年間で成果を出させ、達成されなければ財源を削る」ということを自治体に求めています。地域再生、活性化に今必要なのは、安定した雇用と地域経済を活性化させるためのビジョンとともに、市民の暮らし、福祉、教育を中心に子育てしやすい環境づくり、安心して暮らせる街づくりの取り組みが求められています。

5点目には、民生費についてです。生活自立支援事業の充実が急務となっています。国は平成27年度から生活困窮世帯への学習支援を任意事業としました。生活保護世帯の高校進学率は、全世帯と比べて8ポイント低い90.8パーセントであり、就職も思いどおりにならないのが現実です。十分な学習の機会を設け、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業を実施すべきです。福祉施策では、難病療養支援事業が、平成27年度に国が難病対象を拡大したことから、見舞金支給額を1カ月2千円から1千円に引き下げましたが、障害者基本計画・福祉計画策定時のアンケートでは、難病患者の45パーセントが経済的な援助の充実を求めています。市当局がこの制度は経済的支援であると言いながら、わずかな見舞金をさらに削減する福祉切り捨ては到底認められません。また、高齢者福祉施策の敬老会・長寿祝い金事業への見直しの声が多くなっています。平成28年度の敬老会事業費は約1千万円、参加者は1千794人と、対象者の3割弱になっています。対象となる高齢者の全ての方々に対し平等に長寿を祝福するとともに、多年にわたり社会に尽くしてこられたことに感謝し、高齢者自らの生活意欲の向上を目指す内容になるよう事業の見直しが必要です。

6点目に、地域経済を担う農業・商工についてです。歳出決算総額のわずか1.72パーセントと低迷しています。市の基幹産業である農業を活かした元気な街づくり、希望の持てる農業への一層の取り組みが必要です。また、地域の経済活性化の起爆剤と言われている住宅リフォーム助成制度は、経済波及効果15.5倍となっているにもかかわらず、執行率は64パーセントにとどまっています。100パーセントの活用で地元業者の仕事起こしにつながる必要があります。

7点目に、土木費の市営住宅の運営についてです。市営住宅を希望する全ての市民に提供できたのが問われています。入居可能住宅226戸のうち、入居は159戸であり、約3分の1が空き家となっています。その原因の1つが、市税を滞納している市民は入居できないというサービス制限です。本来、公営住宅の役割は、住宅に困っている市民を対象に低廉な住宅を提供するものです。市営住宅は公共施設であり、市民の財産として市が管理するものです。入居を希望する市民が市営住宅に入居できるよう事務手続を進めるのが本来です。空き家にすれば市の収入も減ります。財政が厳しいと市民サービスを削減する前に、こうした市財政の効率的運営を図るべきです。

最後に、教育費についてです。今、子どもの貧困は6人に1人となり、一刻も早く解消すべき問題であります。平成26年、閣議決定された子どもの貧困対策に関する大綱では、就学援助の適切な運用、活用、充実を図るよう求めています。就学援助制度の全国平均の利用

率は16パーセントとなっていますが、本市の利用率は小・中ともに7パーセントと、全国平均半分以下と大変低くなっています。困窮する家庭の支援を進めるために、認定基準を生活保護基準より引き上げ、利用率をせめて全国平均にまで引き上げることが必要です。また、給食費滞納児童・生徒は前年度より200人増となっています。保護者負担の約4割から6割を占める給食費に対し、全国では既に無料化、軽減などに取り組み、安心して子育てができる環境を整備しています。滞納児童・生徒の増大を見過ごすことなく、父母負担軽減を検討すべきであります。教育予算の拡充も切実です。小・中学校の教育振興費、施設整備費、学校管理費は前年度比で3千600万円の減となっており、冬季ストーブの燃料までもカットせざるを得ない予算措置となっています。子どもたちに我慢を強いることのない予算の確保で教育環境を整えることが求められます。さらに、エアコン設置、洋式トイレへの改修は喫緊の課題です。早急に全ての小・中学校への施設整備を求めます。平成28年8月からは、給食センターの第2調理場も委託となりました。よりよい給食を提供しようとするほど、学校の栄養士と委託業者の調理員との詳細な打ち合わせが必要となり、そのために発注者が請負事業主の労働を指揮、命令、食材やマニュアルの準備をすれば、偽装請負になりかねません。こうした問題の解明もないまま、また、食育である学校教育が行革ありきで委託することは認められません。安全・安心の学校給食を提供し、食育を充実させるために、従来どおりの直営を求めるものであります。

以上の立場から、議案第10号、平成28年度八街市歳入歳出決算に反対するものであります。

以上です。

○議長（木村利晴君）

次に、小菅耕二議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○小菅耕二君

議案第10号、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、財政の弾力性をあらわす経常収支比率は前年度より2.5ポイント増の92.8パーセントであり、県内市平均より0.7ポイント高くなっております。このような財政構造の厳しい状況の中、財源の確保はどのようにされたのか。まず、歳入の根源である市税の徴収率は2.4ポイント増の82.2パーセント、収入額は3.34パーセント、2億3千562万8千4円の増となり、生産年齢人口が減少してきているにもかかわらず、税収が確保されております。

また、財政調整基金については、繰り入れを最小限に抑えることにより、年度末残高は約20億円と前年度より約4億円積み増しし、これは、自治体の一般的な目安である標準財政規模の10パーセントを5.4ポイント上回ることとなり、今後の財政需要に備えることができたであろうと判断できます。

市債の発行につきましても、発行額を抑えたことにより、地方債現在高は約174億円で、

前年度より約5億7千万円減となり、地方債現在高比率では、県内市平均より18.6ポイント低い133.6パーセントとなっております。

このように、市税等徴収対策本部を中心とした徴収率向上のための全庁的な取り組みにより、自主財源の確保、将来の八街の子どもたちの未来のために市の貯金の残高を確保し、借金現在の高を減らしたことは、非常にすばらしい成果だと思います。

では、各施策についてはどうなのか。1点目としまして総務費です。県内では、八街市を含む3団体で初の試みとして、県の補助金を活用し、防犯ボックスの設置を行いました。防犯ボックスの設置については、千葉市や市川市において、侵入窃盗などの犯罪が約6割減ったとされており、本市においても効果が期待され、安全で安心な街づくりを促進しております。

2点目としまして、民生費です。私立こども園の施設の改修、八街保育園施設の修繕など、保育施設を強化するとともに、児童クラブ管理運営費、おやこサロン運営事業費、家庭的保育事業等運営委託事業費、ファミリーサポートセンター事業費など、子育て環境の充実として、さまざまな事業を行っております。また、高齢者や障害のある方に対しても、緊急通報装置設置管理事業費、高齢者生きがい対策事業費、障害者自立支援給付事業費、障害者交通費助成費、障害者就労支援事業所管理費など、生活弱者に対し引き続き支援を進めております。

3点目としまして、衛生費です。家庭用生ごみ減量機器設置に対する補助を新規で計上することにより、ごみの減量化を図り、燃やさないごみ行政を推進しております。また、保健予防を充実させるため、ロタウイルス感染症予防接種の助成を新規で計上することにより、乳児の感染による重症化の予防を図っております。その他、健康増進業務や環境関連経費など、市民の健康と環境に配慮した各種施策を執行しております。

4点目としまして、農林水産業費です。昨年8月22日の台風9号によって、農業被害を受けた農業者に対し、国、県の補助を活用して助成金を交付し、農業者の被害に対する負担を軽減することができました。

5点目としまして、商工費です。新規に八街生姜ジンジャーエール普及促進に係る補助を行い、八街産生姜をアピールしたことで、今後の農産物の活性化、さらに、町全体の活性化が期待できるところです。

6点目としまして、防災費です。災害時に防災用物資を保管する防災備蓄倉庫の整備や、危機管理体制を強化するための防災行政無線デジタル化整備工事、消防機庫や耐震性貯水槽の整備、消防車両を更新するなど、いつ起きてもおかしくない災害に対する備えを充実させております。

7点目としまして、教育費です。笹引小学校と川上小学校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事を行い、八街北小学校では、屋内運動場非構造部材耐震改修工事の設計業務が行われました。また、八街南中学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事や八街中学校避難階段設置工事、これは契約まで遠回りをしましたが、無事完成し、子どもたちが安全・安心に学校生

活を過ごせるよう、環境の整備がなされております。

以上のとおり、多くの新規事業に加え、市長公約である榎戸駅整備事業をはじめ、多くの継続事業においても、住民サービスのレベルを落とすことなく、まさに最小の経費で最大の効果を上げる執行がなされていることは高く評価できます。今後におかれましても、北村市長の指導のもと住民サービスをますます向上させ、市民の方々から、今後もずっと八街に住み続けたいと、さらには、市外の方々からも、八街はすばらしい町だと思われるようなしつかりとした行財政運営をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（木村利晴君）

次に、山田雅士議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○山田雅士君

私は、議案第10号、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論をいたします。

平成27年度比2.5パーセント増の歳入合計額209億2千768万円でありましたが、これを、平成27年度比3.1パーセント増の199億9千17万円の歳出額により、市民が健康でかつ安心して暮らせるための諸政策を行う決算額となっております。その中でも、本市における協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくりに関する条例及び推進計画の策定を行っていただきました。また、八街のまち・ひと・しごと創生総合戦略を進め、少子化の解消、移住・定住の促進、空き家バンク制度の活用等にも積極的に取り組んでいただいております。また、クリーンセンターでは、ごみの収集、焼却等において、分別や節電、節水等さまざまな工夫、努力により、支出削減に努力されていることは高く評価されるものであります。また、基幹産業である農業の振興についても、新規就農者への給付金の給付を行ったり、親元就農者への引き続きの給付金給付をしていただいております。また、災害により被害を受けた農業者への救済措置を施したり、八街の農産物、特産物を市外でのイベントの折に試食、販売等のPRを行い、知名度の向上、ブランド化、販路拡大につなげていること等の努力は大いなる感謝をするところであります。また、道路行政面では、約1億円の増の支出の中で、市道112号線を含む8件の舗装修繕工事や、市道210号線、市道一区50号線歩道及び拡幅の工事も実施いただきました。さらに、市単独費の中で19件に及ぶ工事を行っていただき、八街市の道路が少しずつ変わってきていることが理解でき、ありがたいことです。さらに、榎戸駅の橋上化にも着手され、変わる八街への努力に高く評価します。このほか、農業体験ツアーを組む商工観光課の努力や学力向上に向けたさまざまな教育環境整備、安心安全のための健康づくりや防災についても、きめ細やかに努力されております。

以上、もろもろの点から、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（木村利晴君）

次に、京増藤江議員の議案第11号、第12号、第13号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、議案第11号、平成28年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対討論をいたします。

平成28年度の国保の収納率は、差し押さえなどの徴収強化を続けているものの、85.4パーセントと前年度より下がり、県下ワーストワンです。本市は、平成27年12月議会で、平成28年度の税率改正に向けて1億3千万円の収入増を見込み、国保税の引き上げを実施しましたが、平成28年度の国保税収は前年度より約1千509万円減となり、歳入不足8千400万円は繰上充用で手当てしました。日本共産党は、年金引き下げ、消費税増税などで市民の生活が厳しく、今でも高過ぎて払い切れない保険料の引き上げは許されないと反対しましたが、値上げの結果、収納率低下となりました。本市の国保財政は、平成25年度から平成28年度までの4年連続の歳入不足となるなど、厳しい状況が続いています。来年4月から始まる広域化は、保険税負担が重い、収納率の低下、一般会計からの繰上充用をせざるを得ないなど、国保運営の困難を解決するものにはなりません。市長会において国庫負担を増やすよう要求されていますが、国庫負担を従前の総医療費の45パーセントに早急に戻すよう、さらに強く要求することを求めます。

また、一般会計からの制度外繰り入れの増額を求めます。国保税滞納者の年間所得は200万円以下の世帯が約8割を占め、このうち年間所得33万円以下、所得ゼロ、未申告の世帯は約半数です。所得が低い市民が高過ぎる保険料を滞納したことを理由に、短期保険証や資格証明書の交付をすべきではありません。特に、病院窓口で医療費の10割を支払わなければならない資格証明書では、市民の命と健康を守ることはできません。即廃止を求めます。

また、病気を重症化させないために、生活保護基準を目安にして、国保法44条による一部負担金減免実施を求めます。さらに、保険事業については、病気の早期発見、早期治療につなげるために、健診の充実及び病気予防、健康増進策の充実を求め、反対討論といたします。

次に、議案第12号、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算の認定について、反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者で構成されている後期高齢者医療制度は平成20年4月に導入され、2年ごとの制度の見直しのたびに保険料が引き上げられてきました。平成28年度には、所得割を0.5パーセント、均等割を1千700円引き上げたことにより、千葉県の一人あたりの保険料は年額6万9千812円です。平成28年度の本市の保険料収納率は96.09パーセントと、徴収強化により平成27年度と比較すると若干上がったものの、県下ワーストワンです。保険料の引き上げが、消費税増税、社会保障の改悪などと相まって、高齢者の暮らしを圧迫しています。収入未済額も年々増加し、平成28年度は1千222万円です。高齢者と医療費の増加が保険料にはね返る後期高齢者医療制度の導入を担当した当時の厚労省課長補佐が、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と放言したように、高齢者に負担増を押し付ける制度となっています。制度導入への国民の批判を

かわすために、平成20年導入時に、低所得者に対する保険料の特例軽減を実施してきました。しかし、安倍政権は、「現役世代との負担の公平化」の名で、平成29年4月から特例軽減を縮小します。所得割の5割軽減を2割に、元被扶養者9割軽減を7割にと軽減を縮小すれば、保険料を納められない高齢者を増やすのは明らかです。軽減措置の縮小を中止し、高齢者の命と健康を守る制度にするよう求め、議案第12号に反対します。

次に、議案第13号です。平成28年度介護保険特別会計決算の認定についての反対討論をいたします。

平成12年4月から始まった介護保険制度は、当初、介護が必要な本人や家族の負担を社会全体で支え合い、介護が必要になったときでも安心して暮らせる制度に育てていくとうたわれていました。ところが、3年ごとの制度見直しのたびに引き上げられる保険料や制度の改悪に対し、市民からは、「いつまで高い保険料を取られるの」、「介護度が低いから制度を使えないというのはおかしい」などの声が上がっています。年金の引き下げ、消費税8パーセントへの増税などで暮らしが大変な中、本市の介護保険料基準額は、第6期制度の現在は、年間6万3千200円と制度開始時の7千700円と比較すると約8.2倍に引き上げられ、印旛郡市中最も高い保険料となっています。平成28年度の保険料の収納率は89.60パーセントで、前年度より下がり、県下最下位クラスが続いています。不納欠損、滞納額は毎年増え続けており、払える保険料にすることが求められています。低所得者に対し保険料の免除、減額を実施するとともに、平成30年度は制度見直しの年になりますが、保険料の引き上げはしないよう求めます。保険料の滞納が続くと、サービスを利用する際の自己負担が1割から3割に引き上げるなどの罰則があり、サービスの利用を我慢せざるを得なくなります。介護が必要な人にサービスを制限する冷たい罰則は中止すべきです。また、介護保険料、利用料を引き下げするためには、国庫負担の増額とともに、市の一般会計からの繰り入れの増額も必要です。平成28年度の介護給付費準備基金積立金は約1億1千245万円と前年度と比較すると倍増しましたが、その一部をサービス制限された人の保険料、利用料の減免などに活用すべきでした。介護サービスを必要とする市民の暮らしを守るために、他産業の月額賃金よりも10万円も低い介護職の賃金引き上げが求められています。介護職は離職する人が後を絶たず、募集しても来てくれない、事業所を続けられるかどうかわからないなど、介護の現場は厳しい状況に置かれています。介護報酬の削減を中止し、引き上げが必要です。特養の入所待機者を解消し、介護度1、2の場合でも施設への入所が必要な人の入所拡大を求めます。低所得者の居住費、食費の軽減を図る特定入所者介護サービス等諸費給付事務費は制度改悪により減額となりましたが、低所得の方々が施設を退所せざるを得なくなる負担増施策を中止し、元の制度に戻すべきです。平成30年度から始まる第7期介護保険制度に向け、この間改悪した制度は元に戻し、介護を必要とする人が安心して利用できる制度にするよう国に求めるよう要求します。

以上の理由から反対いたします。お聞き苦しいところ申し訳ありませんでした。

○議長（木村利晴君）

次に、小高良則議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

議案第11号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険制度は、被保険者の疾病、出産及び葬祭などに関し必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険制度の基盤となる制度であります。こうした中、歳入のうち、国民健康保険税は前年度比で0.64パーセントの減、さらには、現年度課税分の収納率も前年度比で0.72パーセント減少しており、税負担の公平性を堅持するためにも、保険税の納税意識を高め、収納率の向上に努めていただくことを要望いたします。

歳出については、歳出総額の約6割を占める保険給付費において、前年度比で3.61パーセント減少しております。これは、社会保険の適用範囲拡大に伴う被保険者数の減少によるものであることに加え、特定健康診査及び健康運動指導や人間ドック助成などの保健事業への取り組みによる効果もその一因であると思われます。

今後も、医療費の抑制に向けてさらなる保健事業の充実と健康増進対策に取り組んでいただくとともに、来年度から開始される国保の広域化に向け健全な財政運営に一層の努力を行っていただけるよう要望し、本認定に賛成いたします。

○議長（木村利晴君）

次に、角麻子議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

○角 麻子君

議案第12号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度発足後、度重なる保険料軽減策が講じられてきた中で、現在は、軽減特例の見直しで軽減額が抑えられているものの、低所得者に対する負担軽減は継続されております。また、加入者が諸般の事情で納期どおり保険料を支払えず、保険料が滞ったとしても、全員に保険証が行き渡るよう配慮もされております。後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われているものと思っております。また、人間ドックの助成により受診者も増え、健康の維持や、医療費削減の一翼を担っているものと思われます。このような中で、保険料収納率は昨年より0.23ポイント増え、96.09パーセントであり、市税と比較すると高い水準にあるものの、県内では下位という状況です。

後期高齢者医療保険における被保険者は年々増加しており、前年度比で5.41パーセントの伸び率を示しています。現在の超高齢化社会の中で、国民健康保険をはじめとした健康保険制度を守っていくためには、加入者の皆様方に一定の負担をいただかなければ制度は成り立ちません。広域連合への負担金が増加傾向にあることから、高齢者の健康管理意識向上の取り組みを進め、医療費の抑制に努めるとともに、保険料未収の解消に向けた対策を早急に講じていただけるよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（木村利晴君）

次に、服部雅恵議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第13号、平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成28年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万9千371人、要介護・要支援認定者は2千488人であり、制度開始の平成12年度と比較いたしますと、高齢者人口は2倍に、要介護・要支援認定者は2.9倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する上、いわゆる団塊の世代が高齢化を迎える状況であり、今後ますます介護保険制度が老後を支える制度として定着かつ拡充が求められているところであります。平成28年度は第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の2カ年目であります。この計画の中において、高齢者が自分らしく、住み慣れた地域の中でいきいきと暮らし続けることができるまちを目指すという基本理念を掲げ、7つの基本目標を掲げています。その1つとして、介護保険サービスの充実です。新規事業としては、平成29年4月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所開設や、平成29年5月には、市内3カ所目となる小規模多機能型居宅介護サービス事業所を開設していただきました。また、介護サービス事業所においては、補助金を活用し、介護ロボットの導入をしております。

続いて、生涯にわたる健康づくりの推進において、健康づくりや介護予防事業に参加しやすい環境づくり並びに高齢者が安心して暮らすことができる街づくりにおいては、市の広報紙やホームページに加え、地域の民生委員を通じて必要な情報提供を行うとともに、見守りが必要な高齢者や、災害時に援助を要する高齢者の情報提供等を行い、きめ細やかな情報交換が交わされてきており、民生委員、担当職員のご苦勞が伺われるところであります。また、介護給付費については、第6期2カ年目において給付費の見込みに大きな乖離は見られず、堅実な介護保険運営をされているのではないかと感じているところであります。介護保険財政の健全性、持続性の確保に十分努力の跡が見られるところであります。今後も本市の実情を踏まえた高齢者福祉の拡充、介護保険財政の健全性、持続性の確保を強く要望いたしまして、平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（木村利晴君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第10号、平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成28年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、平成28年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり原案可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり原案可決及び認定されました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定並びに原案可決及び認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散します。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第9号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに平成29年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

最初に、去る11月19日に開催いたしました平成29年度第40回八街市産業まつりについてでございます。今年は、夏場の長雨や台風21号、台風22号の襲来の影響により一部被害が発生するなど、農産物の生育が心配されたものの、生産者の皆様の努力により、産業まつりは大変良質な農作物が出品されました。また、産業まつり当日は、市内外から多くの来場者にお越しいただきました。産業まつり実行委員会を中心に、多くの団体、関係者の皆様のご協力によりまして、大変にぎわいのある産業まつりとすることができましたこと、心から御礼申し上げます。

次に、11月24日に落花生業者会の役員の皆様とともに、総理官邸において安倍内閣総理大臣と面会する機会をいただき、本市特産品であります八街産落花生のPR活動を行ってまいりました。この活動も既に毎年の恒例行事となりました。今年は各メディアで八街産落花生を放映する機会に多く恵まれ、NHKの「まんぷく農家メシ」、「おはよう日本」、テレビ東京の「昼めし旅」などで八街特産落花生について取り上げていただいたところでございます。このようなテレビ放映や取材依頼は、総理大臣への継続した落花生の贈呈など、本市によるさまざまなPR活動により、落花生といえば千葉県八街市という認知度が深まってきた影響によるものではないかと考えております。今後におきましても、引き続きあらゆる機会を捉え、落花生をはじめとした八街産農産物のPR活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件1件、専決処分の承認を求める案件1件、条例の改正2件、条例の廃止1件、平成29年度八街市一般会計補正予算、平成29年度八

街市国民健康保険特別会計補正予算、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算、平成29年度八街市水道事業会計補正予算の合計9議案でございます。

議案第1号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。これは、加曾利佳信氏の任期が平成29年12月21日をもって満了となりますが、引き続き教育委員会教育長として任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費の補正予算について、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、現在、1歳6カ月まで取得可能としている非常勤職員の育児休業について、2歳到達日まで取得可能とするものです。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、千葉県最低賃金の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬を現行の9万2千232円から9万4千402円に改正するものです。

議案第5号は、八街市視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、視聴覚教材センターで行っている業務を図書館で行うこととし、それに伴い組織を見直し、視聴覚教材センターを廃止するものです。

議案第6号は、平成29年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1千172万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億8千538万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金2千323万2千円、県支出金606万8千円、繰越金7千965万5千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、総務費として、社会保障・税番号制度システム整備業務に係る経費、震災復興特別交付税返還金などを計上するほか、事業費確定に伴う減額補正などにより207万円の増、民生費として、県補助金を活用した保育士処遇改善費、国及び県負担金を活用した私立保育園運営委託料を計上するほか、老朽化した保育園の遊具の修繕、撤去費、生活保護費や臨時福祉給付金等の前年度精算金などにより1億7千333万4千円の増、衛生費として、未熟児養育医療費を計上するほか、事業費確定に伴う減額補正により5千791万5千円の減、農林水産業費として、印旛沼土地改良区事業補助金を増額することにより59万4千円の増、土木費として、用排水路建設改良基金の運用益の積立金の増額により2万円の増、教育費として、図書館祝日開館等に伴う臨時職員賃金の増額や、平成30年度新入学生等に配布する交通安全対策用消耗品費を計上するほか、事業費確定に伴う減額補正により638万円の減が主なものでございます。また、道路排水施設整備事業費につきましては、平成29年度中に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費限度額756万円を設定するとともに、平成30年度以降に支出が予定される事業につい

て債務負担行為を追加いたします。追加する債務負担行為は、業務委託等に関するもの52件、物品等の賃借に関するもの5件、印刷業務に関するもの3件、利用料に関するもの2件、物品の購入に関するもの1件の合計63件でございます。

議案第7号は、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、平成30年度以降に支出が予定される事業について債務負担行為を追加いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの1件でございます。

議案第8号は、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、公共下水道雨水整備事業費につきましては、平成29年度中に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費限度額4千756万円を設定するとともに、平成30年度当初に執行が予定される事業について債務負担行為を追加いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの4件でございます。

議案第9号は、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に10万8千円を追加し、収益的収入の総額を11億4千558万7千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に4万5千円を追加し、収益的支出の総額を10億2千58万2千円とするものでございます。また、平成30年度以降に支出が予定される事業について債務負担行為を追加いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの3件、物品の購入に関するもの1件の合計4件でございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村利晴君）

次に、教育長候補者であります加曾利佳信氏より所信表明の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（加曾利佳信君）

教育長の加曾利でございます。議員の皆様におかれましては、議会中の貴重なお時間をいただき、誠に恐縮するとともに、感謝申し上げます。

私は平成25年12月に教育長という重責を拝命し、皆様のご支援、ご理解をいただきながら1期4年が過ぎようとしております。これまでに取り組んできた実践はまだまだ道半ばであります。今後は、今まで取り組んできております実践を今以上に定着化・加速化してまいりたいと考えます。

学校教育では、私はこの4年の間、「豊かな心を持ち、夢をいだき、たくましく生きる八街市の教育」の具現化、充実に取り組んでまいりました。そのために、八街市の次代を担うために必要な基礎学力の習得、そして、豊かな心を持ち、しっかりと夢と希望を抱くことのできる児童・生徒の育成のために、教育長として何をなすべきかを第一に考えてまいりました。

今までに取り組み、今後も継続していく取り組み、その一端を述べさせていただきます。

学校教育で大切なことの1つに、「児童生徒が勉強がわかり、学校が楽しい」があります。学校教育の基本中の基本と捉えております。その実現のために、教育センター機能の充実を図り、児童生徒の基礎学力分析、充実した授業の展開のための教職員研修の充実、アクティブラーニングを学習に導入することでの主体的、協働的な学習の展開支援などをめざしてまいりました。

そして、変化の激しい社会に生き抜くための資質育成に向けてタブレット端末を導入いたしました。視覚的、感覚的、論理的な学習支援を通し、今まで以上に理解しやすい授業展開、学習環境の充実を図ってまいりました。

また、八街市の幼・小・中・高連携教育の充実を通して、地域の求める人材の育成はもとより、連携6項目を大切にすることで、中学校区で一貫した行動力、思考力、判断力、基本的生活習慣を持った児童・生徒の育成を図ってまいりましたし、一昨年度からは、生徒指導の充実から始まった連携教育の目標や活動を学力向上へとシフトする支援をしてまいりました。先ほども述べましたが、これまでに取り組んできた実践は緒についたばかりであると考えております。

今後は、ただいま述べましたこと、今まで取り組んできております実践をさらに確実なものにしてまいりたいと考えております。

一方、一層グローバル化する社会にしっかり対応できる児童の育成を目指し、次年度から一部実施する小学校外国語科の実施。心豊かで夢や希望の持てる児童・生徒の育成のため、特別の教科、道徳科の充実を中心とした心の教育の推進には全力で取り組む所存です。中でも、小学校の外国語科の実施は学力向上の1つの起爆剤とも捉え、遅滞なく準備実施してまいりたいと考えております

以上のように、新学習指導要領の円滑な実施や、きめ細かな学習が展開できるための環境づくりに誠心誠意努力し、安心して登校し、楽しく学習できる幼稚園・学校づくり、時代を自らの力で生き抜ける人材の育成に、市長部局との連携を大切にしつつ邁進してまいりたいと存じます。

社会教育では、いつでもどこでも誰でも楽しく学ぶことのできる八街市の生涯学習の実現のため、努力してまいりました。特に、文化の薫り高い八街市の実現には、社会教育の充実。中でも、文化活動の発信の施設である中央公民館や図書館、資料館、スポーツプラザなどの文化施設のハード面、ソフト面の機能の充実が大切であると考えます。公民館、図書館においては、市民の学習ニーズに即した事業を展開し、さまざまな年代や多様な学習要求に応えられる公民館活動、図書館活動を目指してまいりました。中でも、県内外から注目されている図書館で実施のジュニア司書講座など、八街市独自の事業はこれからも積極的に推し進め、市民への文化事業の提供に努めてまいります。

また、八街市の歴史を知り、市民一人ひとりの力で八街市の未来を築き上げるためには、史料館の充実が不可欠です。今後も多くの文化団体と連携し、裾野の広い文化活動を展開するとともに、市民一人ひとりが参加できる生涯スポーツの重要性に鑑み、市民参加スポーツ

事業の実現に積極的に支援をしてみたいと考えています。

教育は不断の努力と確実性が大切であると思います。時間はかかりますが、できることから一步一步確実に実現し、土台のしっかりした教育委員会を目指してみたいと考えます。

最後になりますが、新教育委員会制度が始まります。その目的である迅速な危機管理体制の構築、教育委員会の審議の活性化などのため、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、地域のニーズを反映した教育行政を力強く推進してまいる覚悟でございます。

改めて、皆様の貴重なお時間をいただきましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

日程第5、休会の件を議題とします。

明日30日から12月3日までの4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

異議なしと認めます。明日30日から12月3日までの4日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月4日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。12月8日に議案に対する質疑及び教育長の所信表明に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月5日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会に付託予定の議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、常任委員会の視察について協議を行いますので、議会運営委員会、各常任委員会の正副委員長は議長室にお集まりください。視察の協議終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時43分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件
議案第10号から議案第15号
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
議案第1号から議案第9号
提案理由の説明
5. 休会の件

.....
(9月定例会継続審査)

- 議案第10号 平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号 平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第14号 平成28年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第15号 平成28年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(12月定例会)

- 議案第1号 教育委員会教育長の任命について
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度八街市一般会計補正予算)
議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 八街市視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例の制定について
議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
議案第7号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第8号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第9号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について